

## 傍聴要領

### 県産品販売・食品製造事業者支援施策検討懇話会

#### 1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

#### 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、座長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音、携帯電話の使用等を行わないでください。  
ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

#### 3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。